特 記 仕 様 書

第１章　総　則

第1条　（適用範囲）

この特記仕様書は、「いちき串木野パークゴルフ場改修実施設計業務委託（以下「業務」という。）」に適用する。本業務は、本特記仕様書によるほか「設計業務等共通仕様書」及び関連法規当により実施するものとする。

第２条　（目的）

いちき串木野パークゴルフ場は、長年 市民の健康維持増進のためのレクリエーション施設として愛用されてきた。しかし、経年変化による施設の劣化や樹木の生長・枯損・利用上の不具合が見受けられる状況である。

このため、令和４年度に「いちき串木野パークゴルフ場改修整備基本計画」を策定した。

本業務では、基本計画に基づき測量・実施設計を行うものとする。

第３条　（履行期間）

契約締結日から令和 5 年 12 月 8 日（金）まで

第４条　（費用の負担）

業務の検査等に伴う必要な負担は、本特記仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

第５条　（法令等の遵守）

受注者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

第６条　（秘密の保持）

受託者は、作業上知り得た情報を他に漏洩してはならない。又、 成果品はすべて他に公表、貸与、使用してはならない。

第７条　（業務計画書）

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

(1)業務概要　　(2)実施方針　(3)業務工程　(4)業務組織計画
(5)打合せ計画　(6)成果品の品質を確保するための計画　(7)照査計画
(8)成果品の内容、部数　　(9)使用する主な図書及び基準
(10)連絡体制(緊急時含む)　(11)使用する主な機器　(12)その他

第 8 条　（受検体制）

受注者は、完了検査及び出来形部分検査に際しては成果品及びその他の関係資料を整えておくものとし、管理技術者を立会させなければならない。

第 9 条　（手直し）

成果品引き渡し後において受託者の責に帰すべき誤りが発見され、委託者がこの訂正を要求した場合は、受託者の負担において速やかに訂正しなければならない。

第 10 条　（疑義の解釈）

本特記仕様書および設計に明記されていない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議し、かつその指示に従うこと。

第 11 条　（業務カルテ作成・登録）

受注者は、契約時、変更時又は完了時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に調査(監督)職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

なお、登録内容に訂正が必要な場合、TECRIS に基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、調査(監督)職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録完了後、TECRIS より「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに調査(監督)職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第 2 章　測量・設計業務等

本業務は、「共通仕様書」で定めるほか、下記について行う。

第 12 条　（業務委託範囲）

本業務の範囲は、図面に示す範囲とする。

測量範囲：22,842 ㎡

設計範囲：22,284 ㎡

第 13 条　（基準点測量）

基準点測量に先立ち、測量方式、使用既知点、新設位置について検討を行い、監督職員と協議し、その承諾を受けなければならない。

・4 級基準点　：2 点

第 14 条　（現地測量）

現地測量の縮尺は１／５００とする。なお、敷地内の樹木のうち、直径 10cm 以上のものについては、図面にその位置を表示するとともに、（樹種、幹周、高さ）を分かる範囲で整理する。

第 15 条　（設計に関する一般事項）

１　受注者は、設計業務の意図及び目的を十分に理解し、施工性、経済性、耐久性、美観、環境等の要件を満足するよう正確かつ丁寧に業務を実施するものとする。

２　受注者は、設計に先立ち、現地調査等を行い、施工地域の地形、地質、湧水、用排水、気象、植生、上下水道、電気施設等の必要な現地の状況を把握するものとする。

３　受注者は、設計に当たって特許工法特殊な工法を使用する場合には発注者の承諾を得て設計図書にそのことを明示しなければならない。

４　設計に使用する材料、製品は、原則としてＪＩＳ・ＪＡＳの規格品及び一般市場流通品とするものとする。

５　設計において、構造物を採用するものについては、採用構造物名の呼び名を設計図等に明示し、数量計算は図集の単位当り数量をもととして行うものとする。

６　園路、出入口の設計については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律（バリアフリー新法：平成18年12月20日施行）」に定める「都市公園移動等円滑化基準」を遵守するものとする。

７　パークゴルフ場を整備するうえで必要な施設の設計等については、関係する業務委託受注者及び関係部署等と相互に連絡調整を行い、業務を遂行しなければならない。

第 16 条　（与条件の確認及び調査）

１　与条件や基本計画の把握と整理

２　適用設計条件や設計基準の確認

３　関連機関との調整内容の確認

４　現地細部確認調査

第 17 条　（実施設計の検討）

　１　基本計画内容の整合性確認

　２　樹木伐採・剪定及び新規植栽計画の検討

　・枯れ木・景観を遮断する木・将来的に不要な木・コース内景観木等協議

　・基本計画における現地調査結果の最終検証を実施

　・全体平面図への落とし込みと総括数量表の作成

　・施工費算出(作業重機搬入路計画及び仮設養生費用等算出)

　３　ホール改修の検討　　※公認コース認定に支障の無い範囲

　・基本設計においての懸念箇所の取り纏め

　・冠岳コース No9・甑コース No1・7・8

　・バンカー再

　・グリーン整備

　・マウンド(観音ヶ池 No4 冠岳 No8)

　・築山整備（ふきあげ/さのさ No4）

　・隣接するグリーンにおけるプレイ上問題のある箇所の改修案

　・改修目的と効果についての取りまとめ

　４　既存施設改修計画の検討

　・防球フェンス改修案

　・柵 H＝800 及び H＝1500 改修

　・ベンチ撤去・新設検討

　・階段・手摺改修新設検討

　・通路改修

　・人工芝箇所

　・ステップ

　・スプリンクラー位置検討

　・水飲み排水管接続・休憩所水栓受枠改修

　５　維持管理性に関する検討と設定

　６　既存施設の保全・撤去・再利用に関する検討と設定

　７　目標工事費との調整

第 18 条　（実施設計図の作成）

　工事を実施するため、次の内容を図面としてまとめること。

　※施設別（単位当り）使用材料数量等を記載すること

（１）　実施設計平面図（施工位置記載）

（２）　割付平面図

（３）　施設構造図（施設、工種別の構造、形状、材料等）

（４）　造成断面図

（５） 植栽平面図
（６） 排水平面図
（７） 撤去平面図
（８） 施工方法、仮設計画等
※クラブハウス周辺などの建築物設計は含まないものとする。

第 19 条 （数量計算）

図面及び工事仕様書に基づき工種別の施工数量、及びそれに必要な材料、数量を計算する設計数量計算と、図面を作成するうえで、必要に応じ、応力又は容量等について計算を行い、設計の適正を確認する。

第 20 条 （概算工事費の算出）

実施設計図に基づき、工種別に工事費を算出し、工種別内訳書に取りまとめ、また積算の明細が必要な場合は、その根拠を明らかにする。

第 21 条 （実施設計説明書の作成）

与条件の確認及び調査過程、実施設計の検討過程、実施設計図の補足説明などを取りまとめる。

第 22 条 （照査）

以下の項目について、照査を行なうこと。
（１）基礎情報や敷地情報の把握と設計計画の適正照査
（２）設計方法や設計手法の妥当性の照査
（３）成果品の内容の適正照査

第 3 章　その他

第 23 条 （打合せ協議）

設計の打合せ協議は、３回以上とし、時期等については、発注者と協議を行わなければならない。なお、初回打ち合わせと成果品納入時には、管理技術者が立ち会うものとする。

・業務着手時・成果品納入時・中間打合せ１回以上

第 24 条 （成果品の照査）

本業務における照査については、受注者の責任において、確実に実施すべきものとし、確認・修正結果を設計図面、設計計算書及び数量計算書に書き込み、それらを残す等、照査の根拠となる資料を示すことができる照査方法を含むものと

する。

なお、確認・修正結果は成果品として提出の必要はないが、成果品納入時の照査報告の際に発注者に提示するものとする。

第 25 条 （業務進行管理について）

月末に業務進行についての実績と予定を提出すること。

第 26 条 （電子納品）

本業務は、電子納品対象外とする。

第 27 条 （成果品）

・測量成果　：　2 部及び電子データ
・実施設計説明書（報告書：A4 版）　：　〃
・実施設計図　：　〃
・その他関係資料　：　一式
・その他監督員が指示するもの